

国立大学法人京都教育大学寄附金取扱規則

平成16年4月 1日 制 定
平成24年2月 6日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）における寄附金の取扱いに関する必要な事項を定め、寄附金の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 寄附金の取扱いについては、国立大学法人京都教育大学会計規程（以下「会計規程」という。）その他会計関係規則及び特別の定めによるほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、寄附金とは、本学の教育、学術研究、及び業務運営を財政的に支援することを目的として反対給付を伴うことなく本学に給付される現金及び有価証券をいう。

(寄附の申込み)

第4条 寄附の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる事項を学長に申し出るものとする。

- 一 寄附の申込みの意志
- 二 寄附申込者の住所及び氏名（法人又は団体にあっては法人又は団体の名称及び代表者の氏名）
- 三 寄附金額
- 四 寄附の目的
- 五 寄附の条件その他寄附に関して必要な事項

(寄附受入れの条件)

第5条 寄附金を受入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受入れることができないものとする。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
- 二 寄附金による教育研究の結果得られた知的財産権の権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること
- 四 寄附申込後、寄附者がその意志により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- 五 その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件

(寄附金受入れの決定)

第6条 学長は、前条に該当しない寄附の申込みがあった場合、教育研究評議会及び役員会において審議のうえ、当該寄附金が教育研究上有意義であり、かつ、教育研究に支障

がないと認められるときは、受入れを決定するものとする。

2 学長は、寄附金の受入れの決定について、半期ごとに取りまとめのうえ、教育研究評議会、経営協議会及び教授会に報告するものとする。

(教職員が受入れた助成金等の取扱い)

第7条 教職員は、本学における職務上の教育研究に対する助成金等を助成財団等から直接受入れたときは、当該助成金等を本学に改めて寄附するものとする。

(経理事務の取扱い)

第8条 寄附金の経理事務は、会計規程その他会計関係規則に定めるところにより取扱うものとする。

(受入れ手続き)

第9条 学長は、寄附金の受入れを決定したときは、寄附者にその旨を通知し、前条に基づき寄附金の収納手続きを行うものとする。

(礼状の送付)

第10条 学長は、寄附金が納付されたときは、寄附者に礼状を送付するものとする。

(寄附金の使途変更等)

第11条 学長は、寄附の目的が達せられた寄附金にお残額が生じた場合は、寄附の使途を変更することができる。

2 学長は、寄附金の使途で研究担当者が指定されている場合において、研究担当者が退職（本学役員となる場合を含む。）し、又は他の大学等に転出した場合、当該寄附金に係る研究担当者を変更し、又は他の大学等の長と協議のうえ、寄附金を他の大学等に移し換えることができる。

3 学長は、他の大学等から本学に転入した教職員が、寄附の使途において自らが研究担当者として指定されている寄附金を他の大学等から移し換えるよう求める場合は、他の大学等の長と協議のうえ、他の大学等から寄附金の移し換えを受けることができる。

(使途の特定)

第12条 寄附金の使途が特定されていない場合には、寄附目的に沿って本学が使途を特定するものとする。

(募集による寄附金)

第13条 学長は、本学の教育研究上有意義と認めるときは、役員会の議を経て、寄附金を募集することができる。

2 寄附金の募集は、募集の趣意、募集の方法その他必要な事項を明示して行うものとする。

(募集による寄附金の受入れ等に関する事務の取扱い)

第14条 前条の規定による寄附金の申込み及び受入れ等に関する事務の取扱いは、第4条、第6条及び第9条の規定にかかわらず、学長が定めるところによることができる。

(実施規則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するための必要な事項については別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年2月6日から施行し、平成23年12月22日から適用する。